

(単位：百万円)

No.	事業名	令和6年度 補正予算額	担当府省庁	備考
4. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する				
4-①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援				
46	地域における孤独・孤立対策に関するNPO等のモデル調査	240	内閣府	再掲
47	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	432	こども家庭庁	再掲
48	食品アクセス確保緊急支援事業	500	農林水産省	再掲
49	孤独・孤立対策のための自殺防止対策事業	1,000	厚生労働省	
50	生活困窮者等支援民間団体活動助成事業	518	厚生労働省	
51	居住支援協議会等活動支援事業	220	国土交通省	
52	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	282	内閣府	
53	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	682 の内数	法務省	再掲
54	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	22 の内数	法務省	再掲
4-②NPO等との対話の推進				
55	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	2,400 の内数	内閣府	再掲
4-③連携の基盤となるプラットフォームの形成				
56	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	2,400 の内数	内閣府	再掲
4-④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備				
57	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	2,400 の内数	内閣府	再掲
4-⑤関連施策の推進				
58	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	2,400 の内数	内閣府	再掲

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

6年度補正予算額 2.4億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点から重要です。
- このような取組の拡大を図るためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の現場レベルでの活動が必要不可欠ですが、具体的な取組のイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、日常生活環境における孤独・孤立の予防や早期対応に資する取組への支援を行うとともに、その成果等を踏まえたNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

テーマ	取組イメージ
① 誰もが気軽に参加できる地域のゆるやかなつながりの場づくり	・スポーツや文化・芸術を通じたこども・若者、高齢者など多世代間の交流 ・シニア世代による子どもへの伝統行事等の伝承を通じた交流
② 自然に足が向く地域の居場所の提供	・大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流の場（日本版メンズ・シエツド） ・コミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所 ・図書館や美術館、公園などの機能を活かした居場所
③ 多様な主体の水平的連携を通じた地域課題の解決	・新聞・郵便配達、宅配、コンビニ、理美容など地域インフラとの協働による地域の包括的見守り体制の構築 ・食品や生活用品などの支援物資に関する地域内のマッチングの仕組みの構築
④ 地域活動を通じた社会貢献	・シニア世代の知見やノウハウを活かしたまちづくりや中小企業支援 ・環境保全や農作業、防災ボランティアなど参加を通じた地域貢献

資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立の問題やそれから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防を目指した取組が強化され、地域における官・民・NPO等の連携による推進体制の整備と相まって、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されます。

令和6年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

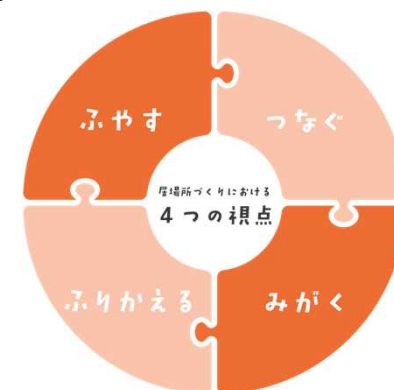
- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	7,206千円	1 指定都市あたり 5,622千円
	1 特別区・中核市あたり	3,543千円	1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	4,552千円	1 指定都市あたり 4,134千円
	1 特別区・中核市あたり	3,886千円	1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



○ 食品アクセス確保緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 500百万円】

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

[1について]



円滑な食品アクセスの確保

2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた支援

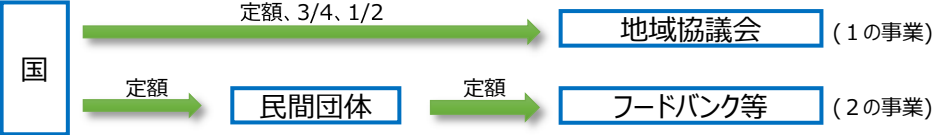
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

[2について]



立上げ支援	食品提供の質・量の充実に
・求人費 ・厨房設備費 ・保管用倉庫費(冷蔵・冷凍庫を含む) ・配送車両費 ・研修会開催費 ・生産者・食品関連事業者との交流会、マッチングの開催費 ・調理・共食の場の提供費 等	(立上げ支援の内容に加え) ・未利用食品の輸配送費 ・出入庫管理機器費 ・システム構築費 ・広域連携に向けた関係者との検討会、情報交換会の開催費 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

施策名：地域における自殺対策の強化

令和6年度補正予算 20億円

(うち10億円が孤独・孤立対策分)

① 施策の目的

- ・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
- ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

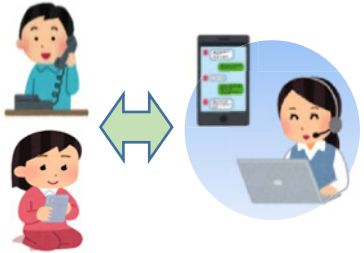
(1)「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援

- ・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援



(2)地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

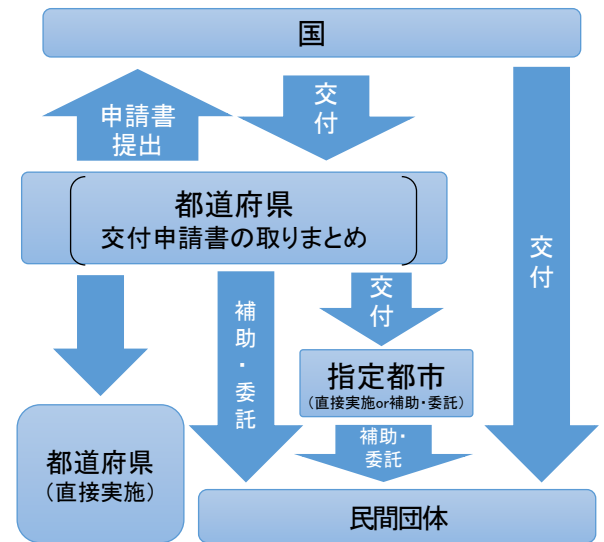
- ・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援



II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率：10/10、2/3(都道府県・指定都市)
：10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

施策名:生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和6年度補正予算 5.2億円

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)

(2) 助成対象事業

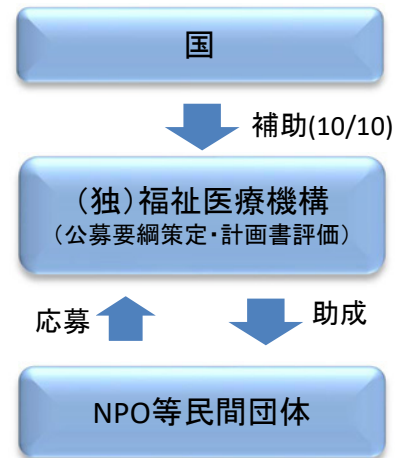
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3) 実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4) 助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

居住支援法人等に対する活動支援

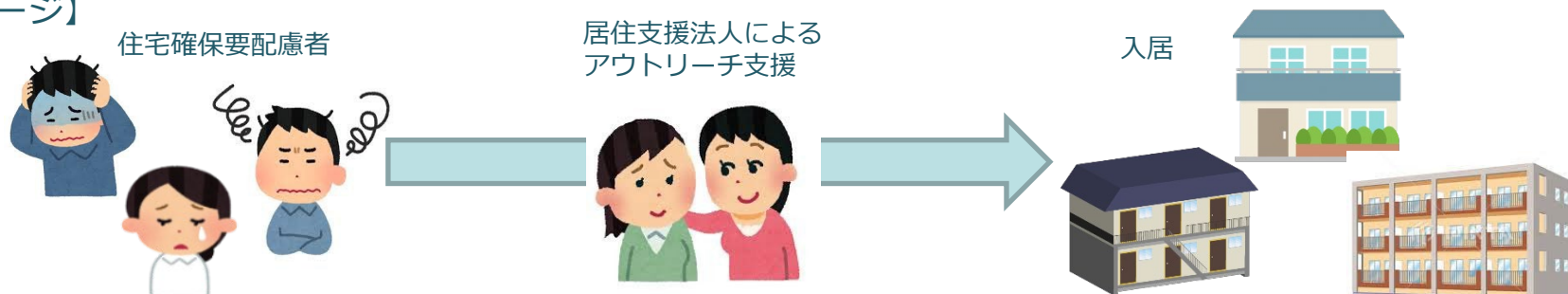
令和7年度当初予算案

：居住支援協議会等活動支援事業 10.81億円
 ：社会資本整備総合交付金 4,874.10億円の内数
 ：防災・安全交付金 8,469.55億円の内数
 ：スマートウェルネス住宅等推進事業 160.87億円の内数
 令和6年度補正予算
 ：居住支援協議会等活動支援事業 2.20億円

居住支援法人への支援①：居住支援協議会等活動支援事業

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して支援

【事業イメージ】



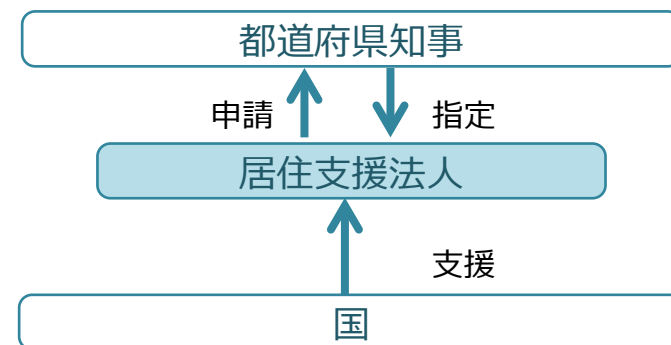
居住支援法人への支援②：セーフティネット住宅等改修事業

居住支援法人が見守り付きセーフティネット住宅等として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について支援

居住支援法人について（928者が指定（R6.9.30時点））

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

【制度スキーム】



地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和6年度補正予算額 7. 0億円（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係2. 8億円）

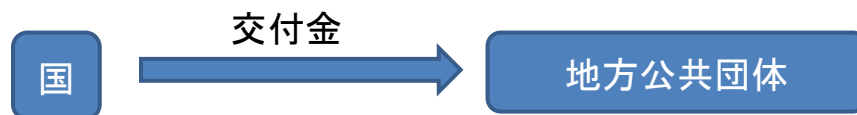
事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の实情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- 能登半島地震の対応を通して、「女性・平和・安全保障（WPS）」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進する必要があります。
- デジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 能登半島地震の影響等により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多くいることから、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- （1）活躍推進型 2. 1億円【補助率】2分の1
女性役員・管理職や女性防災リーダーを育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- （2）デジタル人材・起業家育成支援型
2. 1億円【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- （3）寄り添い支援・つながりサポート型 2. 8億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
- （A）寄り添い支援型プラス【補助率】2分の1
（B）つながりサポート型（NPO活用特化）【補助率】4分の3
（C）男性相談支援型【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職や防災リーダーとなる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

更生保護就労支援事業

【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】

【R6補正予算額 681,592千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



更生保護就労支援
事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和7年度 **全国28庁**で実施（札幌、釧路、盛岡、仙台、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、岐阜、名古屋、津、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本、那覇）

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

訪問支援事業について

【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】

【R6補正予算額 681,592千円の内数】

背景・導入の経緯

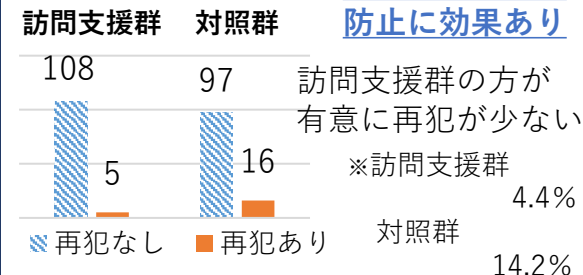
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効果

訪問支援は再犯防止に効果あり



【対象】 令和3年10月から令和4年3月までの間に訪問支援を委託した113人

【方法】 訪問支援を実施した者（訪問支援群）と、訪問支援を実施しなかった者（対照群）について、同一時点における再犯状況を追跡・比較

概要

実施施設

全国**19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置

〔函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島〕

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容

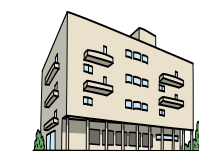
訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導

- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



更生保護施設

更生保護施設職員
（訪問支援職員）



更生保護施設退所者等

緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

更生保護施設

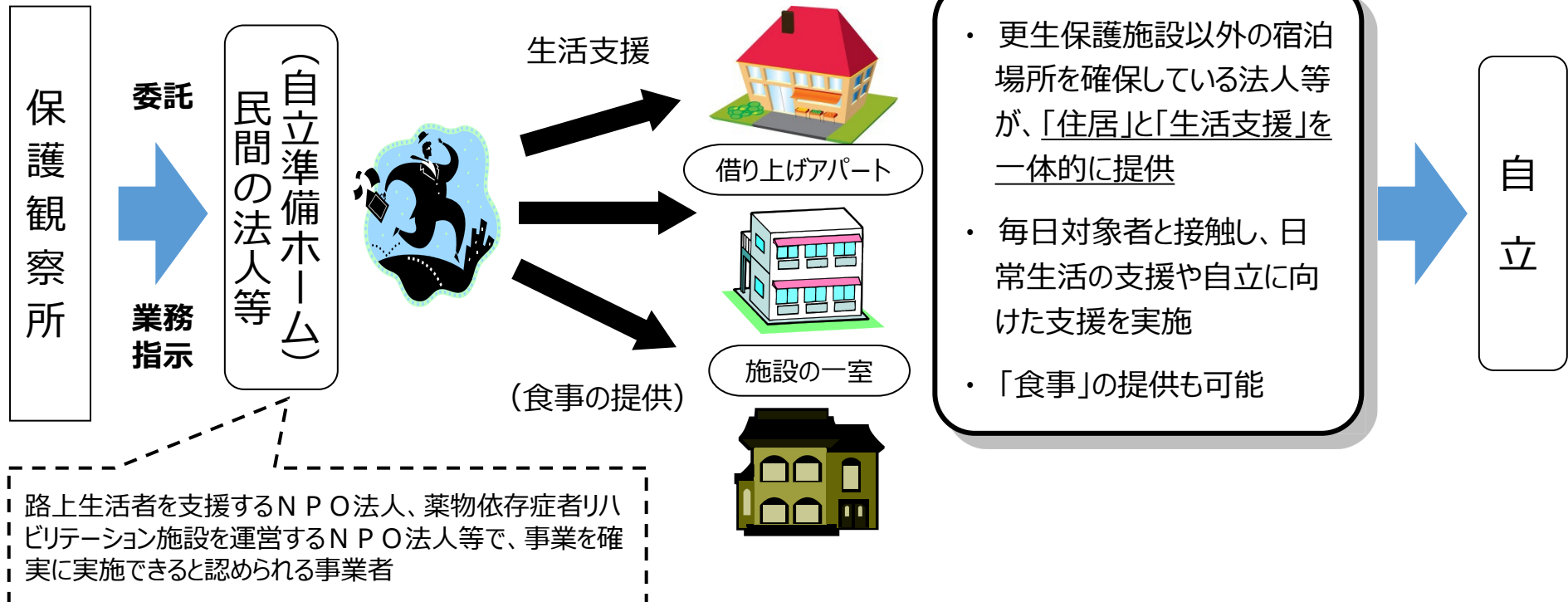
【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】
【R6補正予算額 681,592千円の内数】

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



(旧・更生保護地域連携拠点事業)

- ## 事業内容・フロー

- 情報提供・助言等
- 支援活動への同行・同席等
- 関係機関等へのつなぎ

**更生保護
地域寄り添い
支援事業**

支援者・支援対象者への
寄り添い支援

支援者との
意見交換等

訪問・支援

生活困窮者
支援

地域の支援者

医療・福祉

**地域支援
ネットワーク**

- 生活困窮者自立支援制度
- 重層的支援体制整備事業に基づく支援会議
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等

参画

調査

就労支援

高齢・障害

参加

研修・
事例検討会
等

支援者向け

支援

相談のハードルが高い…

参加

犯罪をした者等

**居場所
作り等**

再犯防止のための

連携

更生保護女性会
・ BBS会

協力雇用主

保護観察所
地域援助

更生保護の専門知識を
活用した支援・助言等

委託

連携

更生保護
施設

保護司

地域の困りごとに
幅広く対応します

寄り添い支援員

保護司とは

【R7予算(案)額 4,849,581千円の内数】

【R6補正予算額 22,081千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国約880の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

3 任期

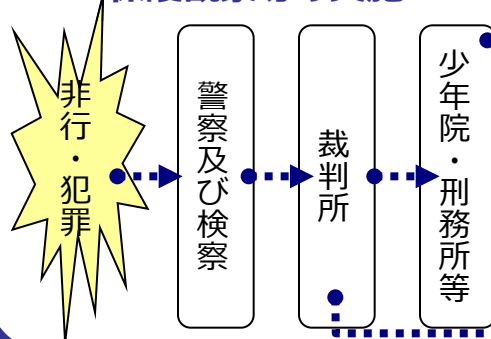
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

社会復帰

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

7年度概算決定額 1. 4億円（6年度予算額1. 3億円）

6年度補正予算額 24. 0億円

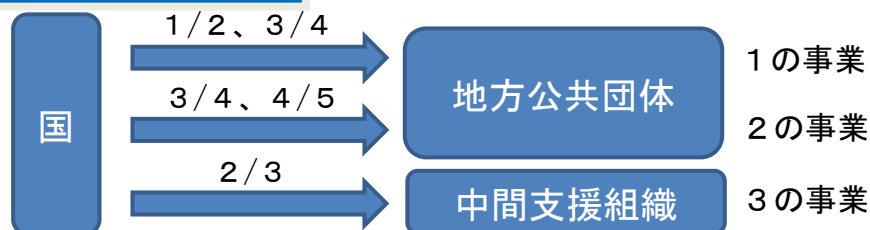
事業概要・目的

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2024」※において、「孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援（中略）などの取組を着実に推進する」とされています。※令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太方針」という。
- また、「骨太方針」において、「この世代※への支援は（中略）、地方自治体と連携し個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行う」※就職氷河期世代とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 就職氷河期世代を含む中高年層について、地方公共団体と連携し、社会参加やり・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援を行います。共通の課題を抱える幅広い世代と併せて支援することによって、支援対象者にとっての選択肢を拡大し、政策効果を一層高めます。
- 3 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。また、就職氷河期世代支援の取組を活かすことにより、シナジー効果が期待されます。